

(法第28条関係)

## 平成29年度事業報告書(案)

(自平成29年4月1日～至平成30年3月31日)

特定非営利活動法人つながっぺ南相馬

### 1 事業の成果

#### (1) 延べ活動日数 (対前年度比)

陽だまりサロン 198日 (-1日)

均稼働日/月 16.5日 (+0.4日/月)

#### (2) 延べ年間利用者数 (対前年度)

男: 479人(-3,203人)

女: 790人(-9,069人) 合計: 1,269人

鹿島区内4カ所の仮設住宅サロンでの活動を中止し小高区に集約した事に伴う減少です。

#### (3) 地元協力・連携した主な団体等

- |                        |           |
|------------------------|-----------|
| 1) たちほこ体操の会_笑いヨガ       | 2回/月      |
| 2) カリタス原町ベース_小物作り教室    | 各1回/月     |
| 3) NPO法人はらまち交流サポートセンター | 不定期       |
| 4) おだかぷらっとほーむ          | 不定期       |
| 5) 相馬農業高校              | 1回/年(野菜市) |

#### (4) 外部協力・連携し活動した主な団体等

- |                             |                  |
|-----------------------------|------------------|
| 1) 日本国際ボランティアセンター (略称: JVC) | 6) 東京農工大林グループ    |
| 2) 大阪体育大学                   | 7) CTVC カリタス金沢教会 |
| 3) 公益財団法人 味の素ファンデーション       |                  |
| 4) エドワーズライフサイエンス株式会社        |                  |
| 5) 少林寺勝手にボランティア隊            |                  |

#### (5) 仮設住宅の現況について

南相馬市内の仮設住宅は、平成31年3月末に閉鎖が予定されており、仮設住宅利用者は既に5%前後まで低下しており仮設住宅の統廃合も鹿島区を中心に進行中です。利用者はふるさとへの帰還、災害公営住宅への住み替え、ふるさとを離れ自宅新築や中古住宅の購入の何れかを決断しなければならない時期が迫ってきています。今後は特に災害公営住宅での見守りや自治会組織の再編成等が課題になると見込まれます。

#### (6) 助成金・寄附等受給状況 (敬称略)

南相馬市被災者支援団体活動事業補助金  
横浜市今宿地域ケアプラザ  
社会福祉法人淳風会法人本部

#### (7) 外部ボランティアの活動受け入れ状況

ボランティア団体活動受入回数: 28回

(8) 南相馬フェスティバルパーク設置について

平成 28 年 11 月南相馬市より「公設での設置の考えは無」との回答あり、その後も実現に向け模索してきたが状況を打開する目処が立たないので、本活動を中止いたしました。

(9) その他

平成 29 年 4 月より南相馬市の旧避難指示区域である小高区での活動に集約し、サロン活動と農家と小高住民を繋ぐ朝取り野菜市の開催を中心に地元の農家や NPO 団体と協力しながら日々の活動をしております。

解除後 1 年 10 ヶ月が経過し、平成 30 年 3 月末現在、2,640 人(20.6%)が小高区へ帰還し生活しております。昨年 4 月には教育施設も再開し、街には学生の姿が戻ると同時に活気も戻り、今春には小高の小中高から震災後初めて卒業生を送り出しました。反面帰還者の半数以上が高齢者が占め、介護施設、新聞配達やスーパーマーケットなどが不足し、交通アクセスも未だ整備途上です。

今後とも地域の絆再生を目指した居場所作りのためのサロン活動とまちの賑わいを取り戻す活動を行っていきます。また昨年同様 4 月には支援者、賛助会員向けに活動報告と情報発信を行う、活動報告書(第 5 号)を配布いたしました。

## 2 事業の実施に関する事項

### (1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	支出額(千円)
サロン活動を通し住民同士のきずな再生とふる里の賑わいを取り戻す活動	常設・無料のサロンでのカルチャー教室運営等	4 日/週	小高区本町	計 2 人	住民及び外部訪問者	4,950 千円

### (2) その他の事業

定款の事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	支出額(千円)
	実施実績無し				

#### 備考

- 2 は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 2 の(1)については事業毎に定款の事業名、事業内容、実施日時、実施場所、従事者の人数、受益対象者の範囲及び人数並びに支出額を記載する。
- 2 の(1)のうち「受益対象者の範囲及び人数」の欄には、具体的な受益対象者及び人数を記載する。
- 2 の(2)については事業毎に定款の事業名、事業内容、実施日時、実施場所、従事者の人数及び支出額をそれぞれ記載する。定款上、「その他の事業」に関する事項を定めている場合は、当該事業年度に実施しなかった場合も「実施しなかった」旨を記載する。
- 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。